九一　法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件　三一　特8　四六九

九二　輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件　三一　特9　三五

九三　関税法施行令第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件の一部を改正する件　三一　特9　三九

九四　関税暫定措置法施行令第二十五条第一項第一号イ及びロに規定する財務大臣が定める所得水準並びに関税暫定措置法第八条の二第一項に規定する特恵受益国等及び同条第三項に規定する特別特恵受益国を告示する件　三一　特9　四〇

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省

一　主務大臣が指定する電子計算機の一部を改正する告示　三一　71　七四

財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省

一　食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針　一四　51　八四

二　食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針を廃止する告示　一四　51　九一

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省

一　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が指定する保管施設を指定した件　三一　三

二　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件　三一　71　七五

三　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件　三一　71　七五

四　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率の一部を改正する件　三一　71　七八

五　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件　三一　71　七一

六　特定事業者責任比率の一部を改正する件　三一　71　七四

七　再商品化義務総量の一部を改正する件　三一　71　七四

八　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件　三一　71　七五

財務省、農林水産省

四　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一九　55　二九

五　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　一九　55　二〇

六　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　一九　55　二〇

財務省、経済産業省

四　事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示　二五　62　一四

五　我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準　二五　62　一八

六　事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示　三一　特8　四九

七　我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準の一部を改正する告示　三一　特8　四三

国税庁

一　国税通則法第二十二条に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件　三一　71　七六

二　電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第五条第五項第一号の規定に基づき、同号に規定する国税庁長官の定める基準を定める件　三一　特8　四三

三　租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第三十五項に規定する国税庁長官の定める基準を定める件の一部を改正する件　三一　特8　四三

四　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第四項、法人税法施行規則第三十六条の四第六項、地方法人税法施行規則第七条第六項及び消費税法施行規則第二十三条の四第五項の規定に基づき国税庁長官が定めるファイル形式を定める件の一部を改正する件　三一　特8　四四

五　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第三項第三号に規定する国税庁長官が定める添付書面等及び国税庁長官が定めるものを定める件の一部を改正する件　三一　特8　四六

六　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第五項に規定する国税庁長官が定める添付書面等を定める件の一部を改正する件　三一　特8　四六

七　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第一項に規定する国税庁長官が定める申請等を定める件の一部を改正する件　三一　特8　四六

八　租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第二項第一号ハの規定に基づき、国税庁長官が指定する方法を定める件を廃止する件　三一　特8　四七